

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則の解説について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）等の施行等については、令和2年8月4日付け基発0804第2号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」により通達したところであるが、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の施行等に関してこれまでに通達した以下（1）～（14）を含め、石綿則の施行に係る定義、解釈等について、別添「石綿障害予防規則の解説」のとおりまとめたので、石綿則の各規定については、それぞれの規定の施行日以降は別添に基づき石綿則を運用されたい。

以下（1）～（6）のうち石綿則に係る部分及び以下（7）～（14）については、それぞれ規定の施行日（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等による改正事項ではないものについては本通達の発出日）以降は本通達をもって廃止する。

- （1）平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」
- （2）平成18年8月11日付け基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」
- （3）平成21年2月18日付け基発第0218001号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」
- （4）平成23年7月28日付け基発0728第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」
- （5）平成26年4月23日付け基発0423第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」
- （6）平成30年5月28日付け基発0528第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」
- （7）平成17年10月31日付け基安化発第1031002号「建築物に吹き付けられた

石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策について」

- (8) 平成24年2月13日付け基安化発0213第1号「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」
- (9) 平成26年9月12日付け基安化発0912第1号「石綿粉じんのばく露防止のための適正な保護衣の使用について」
- (10) 平成27年11月17日付け基安化発1117第2号「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」
- (11) 平成29年5月31日付け基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」
- (12) 平成29年6月9日付け基安化発0609第1号「建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について」
- (13) 平成30年1月29日付け基安化発0129第1号「石綿含有建築用仕上塗材の石綿則等の適用について」
- (14) 平成30年4月20日付け基安化発0420第1号「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」